

藤沢市議会改革推進会議 報告書

令和2年5月

藤沢市議会

目 次

I	はじめに	1
II	議長からの諮問について	1
III	推進会議の概要について	1
i	推進会議設置要綱について	1
ii	委員及び任期について	2
IV	開催状況等について	2
i	開催日及び議題等について	2
ii	課題整理事項について	3
	第1回（令和元年6月18日）	3
	第2回（令和元年7月10日）	4
	第3回（令和元年8月26日）	4
	第4回（令和元年11月25日）	5
	第5回（令和元年12月12日）	6
	第6回（令和2年2月19日）	6
	第7回（令和2年3月6日）	7
V	検討結果について	8
i	前期の検討会からの申し送り事項の検討結果について	8
1	予算・決算審議資料の充実について	8
2	政策立案機能の強化について・議員提案による政策条例の 制定に向けた取り組みの強化について	8
3	議会図書室の充実について	8
4	予算・決算における審議時間の効率化について	8
5	議会基本条例の検証について	9
	《参考資料》 議会改革に関する事項の実施状況等について	11
I	議会基本条例に基づく各項目の実施状況等について	11
II	その他議会改革に関する事項の実施状況等について	16
III	議会改革に関する他市視察の受け入れ状況について	18
	議会改革推進会議申し送り事項＜別紙1＞	19
	《別冊資料》	
	議会基本条例検証シート＜別紙2＞	
	議会基本条例の検証における課題整理について＜別紙3＞	

I はじめに

藤沢市議会では、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営を推進するよう努めている。

議会改革に向けた具体的な取り組みとして、平成20年5月に議長の任意の諮問機関として「藤沢市議会議会活性化検討会」を設置し、平成23年2月までの間、議会の活性化に向けた取り組みを進める中で、一般質問における一問一答方式の採用や予算等特別委員会及び決算特別委員会におけるインターネット中継の導入などを実現した。

平成23年8月には、議長からの諮問により「藤沢市議会改革検討会（以下「検討会」という。）」を設置し、開かれた議会、市民に親しまれる身近な議会をさらに推進するため、議会基本条例の制定に向けた協議を進め、平成25年2月定例会において「藤沢市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）」が全会一致で可決、制定され、同年4月1日に施行した。

議会基本条例施行後においても、議長からの諮問により引き続き検討会を設置し、議会基本条例に基づき実施された項目について検証するとともに改善を重ねたほか、新たな課題についても積極的に検討を行い、実施につなげるなど大きな成果を上げることができた。

今期については、議会基本条例の検証を行うとともに、さらなる議会改革の推進を行い、前期の検討会から申し送られた事項などの諸課題に対応するため、今後取り組むべき課題を協議する場として会議体を設置することについて議長から諮問があり、議会運営委員会での協議の結果、設置することとなった。なお、議会改革は「検討」から「推進」の段階にあることから、今期については会議体の名称を「議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）」とすることとなった。

II 議長からの諮問について

議長は、令和元年6月3日の議会運営委員会において、前期の検討会から報告を受けた申し送り事項である、「予算・決算審議資料の充実」、「政策立案機能の強化・議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化」、「議会図書室の充実」、「予算・決算における審議時間の効率化」の4点に加えて、「議会基本条例の検証」を行うなど、さまざまな課題に対して、さらに議論を深め、常に時代に対応し、かつ開かれた議会を推進するため、今後取り組むべき課題を協議する会議体を設置することについて諮問した結果、全委員の賛同を得た。

III 推進会議の概要について

i 推進会議設置要綱について

1 会議の名称について

藤沢市議会改革推進会議

2 検討事項について

- (1) 議会基本条例の運営及び管理に関すること
- (2) 議会改革に関すること

3 検討事項の処理について

- (1) 上記2(1)については、推進会議で審議し、見直しの必要が生じた場合は、議会運営委員会で確認し、議員全員協議会において審議した上で、条例改正の手続きを行う。
- (2) 上記2(2)については、各々の委員会の所管する事項を除いては、推進会議で審議した後に、議会運営委員会で確認し、決定したものから随時実施していく。

4 委員の選出と任期について

- (1) 委員の選出について
 - ① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
 - ② 2人以下の会派については、各会派所属議員の合計人数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
- (2) 委員の任期について
設置の日から、令和2年5月31日までとする。

5 座長の選出について

推進会議において互選する。

6 議長及び副議長について

議長及び副議長は、推進会議の会議に出席し、発言することができる。

7 その他

- (1) この要綱に定めるものを除くほか、推進会議の会議については、藤沢市議会会議規則及び藤沢市議会委員会条例を準用する。

ii 委員及び任期について

1 委員

座長 有賀 正義

委員 土屋 俊則	石井 世悟	栗原 貴司	山口 政哉
大矢 徹	永井 譲	佐野 洋	堺 英明
松下賢一郎			

2 任期

設置の日（令和元年6月18日）から令和2年5月31日まで

IV 開催状況等について

i 開催日及び議題等について

推進会議の開催状況については、次のとおりである。

回	月 日	検 討 内 容
第 1 回	令和元年 6 月 1 8 日	1 座長の互選について 2 今後の進め方について
第 2 回	令和元年 7 月 1 0 日	1 6 月 1 8 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について 3 予算・決算における審議時間の効率化について
第 3 回	令和元年 8 月 2 6 日	1 7 月 1 0 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について 3 予算・決算における審議時間の効率化について
第 4 回	令和元年 1 1 月 2 5 日	1 8 月 2 6 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について 3 予算・決算における審議時間の効率化について
第 5 回	令和元年 1 2 月 1 2 日	1 1 1 月 2 5 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について
第 6 回	令和 2 年 2 月 1 9 日	1 1 2 月 1 2 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について 3 予算・決算における審議時間の効率化について
第 7 回	令和 2 年 3 月 6 日	1 2 月 1 9 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について

ii 課題整理事項について

第 1 回（令和元年 6 月 18 日）

1 座長の互選について

- 互選の結果、座長に有賀正義委員が選出された。

2 今後の進め方について

- 議長からの諮問事項における各項目の詳細及びスケジュールについて、全委員で確認をした。

予算・決算審議資料の充実について、事務事業評価シートの参照方法等について、改めて確認をした。

新規諮問事項として、議会基本条例の検証について確認がされた。

- 推進会議の進め方として、意見が分かれた場合には、意見が分かれた旨を付記して議長へ報告していくことを確認した。

- 議会基本条例について各会派で再度確認を行い、次回の会議において、議会基本条例においてP D C Aサイクルを回していく部分などについて、各会派から意見を聴くこととした。

3 その他

- 次回の推進会議は、7月10日（水）午後1時30分から第2議会委員会室にて開催することとなった。

第2回（令和元年7月10日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

- 議会基本条例においてP D C Aサイクルを回していく部分などについて、各会派から意見聴取の後、協議した結果、逐条的に確認を行うこととなった。

今後、各会派において逐条的に検討を行うための一覧表を配付し、各会派で記入を行っていくこととした。

2 予算・決算における審議時間の効率化について

- 平成31年度予算等特別委員会における質問・答弁の会派別集計時間及び予算等特別委員会費目審査時間（過去4年間平均）一覧表について、座長より説明があり、全委員で確認をした。

また、各会派から意見聴取の後、協議した結果、各会派へ持ち帰り、9月の決算特別委員会に向けて対応ができるよう検討していくこととなった。

3 その他

- 次回の推進会議は、8月26日（月）議案説明会終了後（諸会議終了後）から第2議会委員会室にて開催することとなった。

第3回（令和元年8月26日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●議会基本条例検証シートの内容について、座長より説明があり、全委員で確認をした。

今後、検証シートを各会派に持ち帰り、10月末日までにデータで議会事務局に提出することとし、次回の会議において、各会派から提出された検証シートをもとに協議を行うこととした。

2 予算・決算における審議時間の効率化について

●予算等特別委員会及び決算特別委員会における過去6年間の審査時間及び予算・決算額の推移に関するグラフについて、座長より説明があり、全委員で確認をした。

また、平成30年度決算特別委員会の審議においても、質問者及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし、可視化していくことについて、議会運営委員会へと申し送ることを確認した。

3 その他

●次回の推進会議は、12月定例会の議案説明会終了後（諸会議終了後）を予定とし、9月定例会の最終日に開催日を決定し、改めて連絡することとなった。

第4回（令和元年11月25日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●各会派から提出された後に取りまとめを行った、議会基本条例検証シートの「現状の評価、課題、改善策など」について、座長より説明があり、全委員で確認をした。

次の会議において、各会派から提案された意見の中から、座長により議論していく部分を整理した案を提示し、それをもとに協議を行っていくこととした。

2 予算・決算における審議時間の効率化について

●平成30年度決算特別委員会の審議における費目別審査時間一覧表について、座長から説明があり、全委員で確認をした。

また、質問者及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントした一覧表については、今後、取りまとめの後、資料提示を行うこととした。

3 その他

●座長から、一般質問・代表質問における課題として、前任期において長時間の聞き取りなど職員に負担のかかるような状況が見受けられるケースが

あったことから、市当局の意見を聴取しながら、合理的な方向に進めていきたいとの話があり、今後、意見収集を行っていく旨について、全委員が了承した。

●座長から、推進会議の視察日について、1月23日（木）及び24日（金）に行い、視察市として那須塩原市及びその他1市を候補として検討中である旨について説明し、全委員で確認をした。

●次回の推進会議は、12月12日（木）議会運営委員会終了後から第2議会委員会室にて開催することとなった。

第5回（令和元年12月12日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●議会基本条例検証シートにおいて各会派より出された意見を、「A 本推進会議で議論を進める」、「B 将来検討課題とする」、「C その他（他の会議体で検討など）」の3つに整理した。

次の会議において、Aに分類された事項について、詳細に検討していくこととした。

2 その他

●推進会議の行政視察については、1月23日に那須塩原市議会、24日に登米市議会を視察することを決定した。

●次回の推進会議の開催は、後日連絡することとなった。

第6回（令和2年2月19日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●議会基本条例検証シートにおいて、各会派より出された意見のうち「A 本推進会議で議論を進める」に分類された事項の課題整理について、座長より説明があり、全委員で確認をした。

今後、課題整理シートを各会派に持ち帰り、「見直し（案）」の項目に入力のうえ、2月28日までにデータで議会事務局に提出することとし、次回の会議において、各会派から提出された課題整理シートをもとに協議を行うこととした。

2 予算・決算における審議時間の効率化について

●平成30年度決算特別委員会の審議における、質問・答弁の会派別集計時間について、座長から説明があり、全委員で確認をした。

また、令和2年度予算等特別委員会の審議においても、質問者及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし、可視化していくことについて、議会運営委員会に申し送ることを確認した。

3 その他

●座長から、一般質問・代表質問における課題のうち、主に代表質問における包括的な質問に関して、市当局から意見収集した内容について報告があった。

市当局としては、代表質問通告書において、件名・要旨を見ただけでは聞き取りの担当課が不明な事例もあったことから、通告書の要旨については、所幹部が特定できるよう具体的に記載していただけるとありがたいとのことであった。また、会派によっては、通告書とは別に、質問概要などをいただく会派もあり、質問項目の箇条書きなど、通告書とは別の形式でも構わないので、面談までに情報をいただくと助かるとのことであった。

このことから、各会派にて配慮していただくよう座長から説明があった。

●1月に行った行政視察について、委員からの意見聴取を行い、座長において報告書を作成していくことを全委員で確認をした。

●次回の推進会議は、3月6日（金）広報広聴委員会終了後から第2議会委員会室にて開催することとなった。

第7回（令和2年3月6日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●各会派から提出された課題整理シートを集約した「議会基本条例の検証における課題整理について」を基に、各検討課題への対応について協議し、「1 条例改正の必要がある」、「2-A 申し送り事項とする」、「2-B 将来検討とする」、「3 現状維持とする」の4つに分類した。（「1」に分類された項目はなかった。）今回は、課題整理シートにおいて「A 本推進会議で議論を進める」に分類した項目について協議したが、報告書としては、「B 将来検討課題とする」、「C その他（他の会議体で検討など）」を含めてまとめることとした。

2 その他

●座長から、一般質問の面談に関して、市当局から意見収集した内容について報告があった。議員側からは、①理事者調整後の状況連絡がなく進捗状況がわからないこと、②答弁した事業等に対する進捗管理等の情報提供がないこと、③聞き取り後の質問内容に関する新たな動向の情報提供がないこと、以上3点の指摘を市側へ伝えた。さらに、議員側からの要望は、推進会議等で意見を聴取して市側へ伝えることとした。市側からは、①指定された面談可能日に質問内容が提示されず、後日、改めて聞き取りを行うなどの事例が

あったこと、②質問内容の提示が理事者調整の目前であり、聞き取りが夜遅くや土日などに行われる事例があったこと、以上2点の意見が伝えられた。

このことについては、各議員が面談期間やスケジュールをあらためて確認することなどを、推進会議等の場で、協議や情報交換することによって解決に向けられると考えており、引き続き市当局と意見交換をしていきたいとの説明があった。

●次回の会議は開催せず、報告書を各委員にメール等で確認し、議長へ報告することとした。

V 検討結果について

i 前期の検討会からの申し送り事項の検討結果について

1 予算・決算審議資料の充実について

前期より予算・決算審議における積極的な事務事業評価シートの参照を継続していくことが申し送られていることから、事務事業評価シートの参照方法等について、あらためて確認した。

2 政策立案機能の強化について

議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化について

議会基本条例の検証における検討課題の一つとして協議を行い、各会派から意見を聴取した。その結果、議員（会派）からの条例提案を具体的に検討する受け皿を設けることについて、議会基本条例の検証の一環として、引き続き検討していくこととした。

3 議会図書室の充実について

議会図書室における蔵書貸出し冊数等の状況や特設コーナー設置、総合市民図書館との連携の一環としてのレファレンスサービスや団体貸出の活用状況、議会図書室ニュースの発行状況をあらためて確認し、議会基本条例の検証における検討課題の一つとして協議を行い、各会派から意見を聴取した。現在の取り組みについて、あらためて周知の必要性を確認した。

4 予算・決算における審議時間の効率化について

予算・決算審査における過去6年間の審査時間及び予算・決算額の推移から、これまでの取り組み等を分析し、平成30年度決算特別委員会の審議においても、質問者の発言時間及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし、可視化していくこととした。

これにより、決算審査については2回分のデータを取ることができたことから、予算審査についても2回分のデータを取るため、令和2年度予算

等特別委員会の審議においても行うこととした。

5 議会基本条例の検証について

議会基本条例の検証を行うにあたり、まず、PDCAサイクルを回していく部分などについて、各会派へ意見聴取を行った結果、各条文に対して逐条的に検証していくこととなった。次に、座長からは、各条文ごとに具体的な取り組み実績や、現状の評価・課題・改善案などをまとめていくために、「議会基本条例検証シート」（別紙2）を基に、逐条的に各会派の意見を聴取していった。そして、提案された意見の中から、座長により議論していく部分を整理した案を提示することとなり、各課題等を「A 本推進会議で議論を進める」、「B 将来検討課題とする」、「C その他（他の会議体で検討など）」の3つに分類し、「A 本推進会議で議論を進める」に分類した課題を詳細に検討していくこととした。

続いて、各検討課題への対応について協議を進めるにあたり、条例の見直しと、運用の見直しの観点から整理するために、「議会基本条例の検証における課題整理について」（別紙3）を基に、各会派の意見を聴取していった。その結果、各検討課題を「1 条例改正の必要がある」、「2-A 申し送り事項とする」、「2-B 将来検討とする」、「3 現状維持とする」の4つに分類した。（「1 条例改正の必要がある」に分類された項目はなかった。）そして、この分類により引き続き検討していくこととした。

【議会基本条例の検証における課題整理の分類】

（1）条例改正の必要がある

- ・分類された項目なし

（2-A）申し送り事項とする

- ・傍聴時の記帳廃止について（第3条2項関係）
- ・一人会派について（第5条2項関係）
- ・議会報告会について（第9条関係）
- ・反問権について（第11条3項関係）
- ・条例提案手法について（第15条関係）
- ・議員間討議について（第16条関係）
- ・政務活動費について（第18条関係）
- ・議員の政治倫理について（第19条関係）

（2-B）将来検討とする

- ・議会事務局の組織体制について（第20条関係）

(3) 現状維持とする

- ・参考人制度・公聴会制度について（第8条2項関係）
- ・答弁調整の廃止について（第11条1項関係）
- ・議会図書室の充実について（第21条関係）

《参考資料》

議会改革に関する事項の実施状況等について

I 基本条例に基づく各項目の実施状況等について

1 常任委員会等のインターネット中継（第3条第2項）

＜実施＞平成26年6月定例会から実施

＜実施状況等＞市民に開かれた議会の実現とさらなる市民サービスの向上のため、常任委員会及び議会運営委員会（審査）のインターネット中継（同時中継及び録画配信）を実施する。

《参考》

インターネット中継（同時中継及び録画配信）の実施経過

本会議 : 平成17年9月定例会試行、同年12月定例会本格実施
※平成30年9月定例会から、一般質問等において議員が
議場モニターに表示する資料についても中継を実施

決算特別委員会 : 平成21年9月定例会から実施

予算等特別委員会 : 平成22年2月定例会から実施

常任委員会、議会運営委員会（審査） : 平成26年6月定例会から実施

議員全員協議会（議長及び副議長選挙に伴う所信表明会）

: 平成27年5月臨時会から実施

特別委員会（実施済である決算及び予算以外の特別委員会）

: 平成30年8月行政改革等特別委員会から実施

2 議長及び副議長の選出（第6条第4項）

＜実施＞平成25年5月臨時会から実施

＜実施状況等＞議長及び副議長の選出は立候補制とし、選挙に先立ち所信表明を行う。

○選出の流れ

藤沢市議会正副議長選出申し合わせ事項に基づき実施する。

＜改選期を除く＞

まず、議長の辞職について本会議で許可した後、立候補届出書を本会議休憩中（概ね30分）に受け付け、議会運営委員会を開催して立候補者を報告し、その後、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、本会議を再開し選挙（投票）により選出する。次に、副議長の選出を同様の流れで実施する。

＜改選期＞

改選後初めて行う議長及び副議長の選出は、立候補届出書を改選後初めて行う議員全員協議会終了後30分後までそれぞれ受け付け、各派代表者会議を開催して立候補者を報告する。その後（後日開催する臨時会本会議の前）、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、臨時会本会議を開会し、議長、副議長を選挙（投票）により選出する。

3 請願及び陳情提出者による意見陳述（第8条第1項）

＜実施＞平成25年6月定例会から実施

＜実施状況等＞市民等から提出される請願及び陳情を政策提案と位置づけ、提出者が希望する場合、提出者は付託された委員会において意見陳述を行うことができる。

○意見陳述の実施方法等

意見陳述は、当該請願及び陳情の審査前に実施することとし、代表者1人（事情により補助者1人の同席を認める。）により5分以内で行うものとする。また、意見陳述後、委員から意見陳述者に対し質疑が行われる。なお、意見陳述による発言は、会議録に掲載し公開するものとする。

○意見陳述の件数（意見陳述の件数／請願・陳情の審査件数）

平成25年度 27件（請願1件／1件，陳情26件／28件）

平成26年度 20件（請願3件／4件，陳情17件／30件）

平成27年度 25件（請願2件／3件，陳情23件／31件）

平成28年度 18件（請願4件／4件，陳情14件／36件）

平成29年度 14件（請願2件／2件，陳情12件／26件）

平成30年度 14件（請願2件／2件，陳情12件／26件）

令和元年度 17件（請願1件／4件，陳情16件／25件）

4 議会報告会の開催（第9条第1項）

＜実施＞平成25年度から実施

＜実施状況等＞広報広聴機能の充実を図るため、議会活動の報告と併せて、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として「議会報告会・意見交換会」を開催する。

○開催状況

平成25年度

第1回 9会場 来場者数 合計 101人

第2回 4会場 来場者数 合計 55人

平成26年度 2会場 来場者数 合計 72人

平成27年度

第1回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 54人

平成28年度

第2回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 42人

平成29年度

第3回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 54人

平成30年度

第4回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 81人

令和 元年度

第5回カフェトークふじさわ

11月30日(土) 市役所本庁舎 参加者数 延べ合計84人

※平成27年度からは、「議会報告会・意見交換会」をさらに発展させ、カフェスタイルの和やかな雰囲気の中で、テーマに基づき自由に話し合う形式で開催。

5 広報広聴委員会の設置（第9条第2項）

＜実施＞平成25年5月20日設置(藤沢市議会広報広聴委員会規程制定・施行)

＜実施状況等＞広報広聴機能の充実を図るため、議会報編集委員会を発展的に解消し、新たに広報広聴委員会を設置する。

○広報広聴委員会の所管事項

- ①議会報の編集，発行に関すること
- ②議会報告会の開催に関すること
- ③議会ホームページの運用に関すること
- ④市民の意見把握に関すること
- ⑤上記のほか議会の広報及び広聴に関すること

6 情報の公開（第10条・第18条第2項）

＜実施＞平成27年度から実施

＜実施状況等＞検討会及び広報広聴委員会での協議の結果，保有する議会活動に関する情報公開の一環として，平成27年度（平成26年度交付分）から政務活動費の用途について市議会ホームページで公開する。

7 委員会審査における一問一答方式（第11条第2項）

＜実施＞平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行

平成25年6月定例会から本格実施

＜実施状況等＞広く市政上の論点及び争点を明確にするとともに，質疑を聞いている方によりわかりやすくするため，委員会審査における質疑応答は一問一答方式により実施する。

《参考》一般質問での一問一答方式

平成21年6月定例会から試行

平成22年6月定例会から本格実施（一括質問方式と一問一答方式の選択制）

8 決算・予算等特別委員会における質疑の事前通告制（第11条第2項関係）

＜実施＞平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行

平成25年9月定例会の決算特別委員会から本格実施

＜実施状況等＞款別審査における発言通告書（質疑）は，審査項目ごとに作成

し、審査予定日の2日前の午後5時までに提出する。

なお、事前通告制については、平成28年9月定例会の決算特別委員会で試行的に廃止し、その後協議した結果、運営に支障がないことから、平成29年2月定例会以降の予算等特別委員会及び決算特別委員会では廃止することとなった。

9 予算における施策説明資料の作成（第12条・第13条）

＜実施＞平成25年2月定例会で提出された、平成25年度予算の概況資料から、施策等を必要とする背景や経緯を記入するなど、施策説明資料の充実を試行的に導入した。

平成26年度予算以降も引き続き本格実施した。

＜実施状況等＞議会が政策水準を高める議論を行うため、市長は新規事業及び拡充事業を提案する際、①施策等を必要とする背景②提案に至るまでの経緯③市民参加の実施の有無とその内容④市の策定する計画や条例との整合性⑤財源措置⑥将来にわたる効果及び費用についての施策説明資料（予算の概況、補正予算説明資料）を提出する。

※推進会議協議事項

予算・決算審議資料の充実については、平成30年度予算の審議に際し、積極的な事務事業評価シートの参照を試行した。事前に数値等の確認を行った上で審査に臨むことができ、事業の経緯や課題が分かりやすいことから、審査の充実化・効率化を図るため、前期より予算・決算審議における事務事業評価シートの参照を継続していくことが申し送られており、事務事業評価シートの参照方法等について、あらためて確認した。

10 議員による政策立案及び政策提言（第15条・第20条・第3条第3項）

議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化

※推進会議協議事項

政策立案や政策条例の制定を議会として行うため、現在、各議員が取り組んでいる政策立案及び政策条例づくりの経過をもとに、取り組みの進め方における改善点等の評価をするとともに、議員が政策立案等を行いやすい仕組みづくりとして、議員（会派）からの条例提案を具体的に検討する受け皿を設けることについて、議会基本条例の検証の一環として、引き続き検討が進められている。

11 議員間討議（第16条第1項・第2項・第4条第1項・第6条第1項）

＜実施＞常任委員会では平成24年9月定例会から議案、請願及び陳情の審査において試行的に実施し、同年12月定例会からは報告案件を加え、特別委員会では平成25年1月から試行的に実施した。平成25年6月定例会から委員会審査（決算・予算等特別委員会は除く。）において本格実施した。

＜実施状況等＞議会は、議員による討論の場であることから、議案、請願及び陳情等の結論を出す際、議員間で十分に議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民への説明責任を果たすため、委員会審査において議員間討議を実施する。

○議員間討議の実施方法

議員間討議は、委員会審査において質疑が終了する前に実施する。

常任委員会での議案、請願及び陳情の審査では、委員の賛否が分かれることが想定される場合は原則実施するが、全会一致が想定される場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

常任委員会での報告案件及び特別委員会の審査では、意見がある場合は原則実施するが、意見がない場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

12 議員研修（第17条第1項）

＜実施＞平成25年度から実施

＜実施状況等＞議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修を実施する。

○開催状況

①平成25年10月11日（金）

テーマ：地方議会における議会改革の取り組み状況について
～藤沢市議会における議会改革の評価～

②平成26年1月20日（月）

テーマ：議員提案による政策条例づくりについて

③平成26年8月25日（月）

テーマ：議員による政策条例づくりに求められる広報広聴のあり方について

④平成28年1月19日（火）

テーマ：新地方公会計制度について

⑤平成29年2月9日（木）

テーマ：災害対策と議会の役割について

⑥平成29年11月24日（金）

テーマ：オリンピック開催に向けた安全・安心なまちづくり

⑦平成31年1月28日（月）

テーマ：地域福祉における政策立案とその手法

講師：瀬戸 恒彦氏（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長）

⑧令和元年2月27日（月）

テーマ：SDGsの推進について

講師：川廷 昌弘氏（神奈川県SDGs推進担当顧問）

13 議会図書室の充実（第21条）

＜実施＞平成 29 年度から実施

＜実施状況等＞新庁舎整備に伴い、本庁舎の議会フロアに設置された議会図書室を充実させるため、以下の点について、実施する。

- ①必要性を考慮した効果的な図書購入
- ②分かりやすい図書の配架
- ③図書目録の議員タブレット端末へのデータでの提供
- ④総合市民図書館とのレファレンス業務、団体貸し出し等における連携
- ⑤紙で配付していた「議会資料」の情報提供を、「議会図書室ニュース」としてリニューアルし、データ配信を試行実施

※推進会議協議事項

議員が質問するにあたり、その根拠やデータを調べるためには、レファレンス機能を活用することが有効であることから、議会図書室における蔵書貸出し冊数等の状況や特設コーナー設置、総合市民図書館との連携の一環としてのレファレンスサービスや団体貸出の活用状況、議会図書室ニュースの発行状況をあらためて確認し、現在の取り組みについて、あらためて周知していくこととした。

II その他議会改革に関する事項の実施状況等について

1 補正予算常任委員会の設置

＜実施＞平成 25 年 5 月 20 日設置（藤沢市議会委員会条例一部改正・施行）

＜実施状況等＞一般会計補正予算の議案については、これまで総務常任委員会において審査を行ってきたが、総務常任委員会における一極集中的な状況を鑑み、他の常任委員会との均衡を図るという観点から、補正予算議案については、新たに補正予算常任委員会を常設化して審査を行う。

2 決算・予算等特別委員会の審査時間の見直し

＜実施＞平成 25 年 9 月定例会決算特別委員会から実施

＜実施状況等＞従来は、委員会においてあらかじめ決定した審査日割に基づき、その日の審査項目を全て終了していたが、終了時間が遅くなる日が続くことから、おおむね午後 5 時 15 分を目途に終了し、延会措置をとる。

平成 29 年 2 月定例会から、委員会において、午後 5 時の段階で残りの質問者数を確認し、適当な時間に散会または延会を告げることとした。

3 予算・決算における審議時間の効率化について

※推進会議協議事項

予算・決算審査における審議時間の効率化を図るため、過去 6 年間の予算・決算審査時間及び予算・決算額の推移から、これまでの取り組み等を分析し、平成 30 年度決算特別委員会の審議において、質問者の発言時間及び

答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし、可視化した。

これにより、決算審査については2回分のデータを取ることができたことから、予算審査についても2回分のデータを取るため、令和2年度予算等特別委員会の審議においても行うこととした。

4 2月定例会の運営日割の見直し

＜実施＞平成27年2月定例会から実施

＜実施状況等＞2月定例会における予算等特別委員会審査に係る質疑の通告期限については、審査予定日の2日前としているが、その日が代表質問の最終日（本会議第5日）にあたることから、代表質問の答弁を踏まえた質疑通告に支障が生じるとの意見が委員からあった。また、代表質問の通告期限や面談等の日程を早めることは、市側としても現状では難しいことから、代表質問最終日と予算等特別委員会の実質審査初日の間に休会日を1日設けることにより、タイトなスケジュールについて一定の改善を図った。

なお、平成28年2月定例会は、市長選の関係により日程がタイトであることから、この休会日を設けなかった。

平成29年2月定例会から、予算等特別委員会及び決算特別委員会における事前通告制を廃止したことから、運営日割において、委員会における質疑通告のために設けていた休会日をなくすこととした。

5 議場の使用に関する取扱基準の策定

藤沢市議会議場及び議会委員会室の使用に関する取扱要領を策定

施行日：平成28年4月1日

6 ICTを活用した議会運営（タブレット端末の導入等）

文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営については、平成29年5月までに行うこととしていたが、契約手続きを行う中で選定機種であるタブレット端末の調達が困難であることが明らかになったことから、導入の時期としては、本庁舎が平成30年1月から供用開始となることを踏まえて、平成30年2月定例会から試行していくこととした。

これにより、平成30年2月定例会から、文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営の施行実施を開始した。

試行実施の開始後においては、試行実施期間を含めた導入後において顕在化した課題等に速やかに対応し、ICT活用についての総合的な視点によりさらなる推進を図るため、然るべき会議体を設置して議論を行っていくこととした。

議会運営委員会での協議の結果、議会ICTに関わる事項を検討するため、議会運営委員会のもとに、議会ICT小委員会を平成30年6月に設置し、ICTの活用による情報の共有化、業務の効率化及び議会運営の円滑化を図ることについての検討が行われた。試行実施における課題等の解消に向けた検討を行

い、平成31年2月定例会からは本格実施とし、紙資料の取り扱いを段階的に廃止するとともに、文書共有システム及びタブレット端末の更なる有効活用に向けての検討が進められている。

Ⅲ 議会改革に関する他市視察の受け入れ状況について

＜実施状況等＞

平成29年度	5件	(議会改革全般：3件，議会報告会：1件， ICT活用：1件)
平成30年度	16件	(議会改革全般：7件，議会報告会：7件， ICT活用：2件)
令和元年度	16件	(議会改革全般：6件，議会報告会：8件， ICT活用：1件，議会図書室：1件)

議会改革推進会議 申し送り事項

- 1 議会基本条例の検証について
 - ・傍聴時の記帳廃止について（第3条第2項）
 - ・一人会派に関する条文整理について（第5条第2項）
 - ・議会報告会に関する条文整理について（第9条）
 - ・反問権について（第11条第3項）
 - ・条例提案の受け皿の設置について（第15条）
 - ・議員間討議について（第16条）
 - ・政務活動費について（第18条）
 - ・議員の政治倫理について（第19条）

- 2 予算・決算における審議時間の効率化について

- 3 他会議体への申し送り事項
 - (1) 議会運営委員会への申し送り事項
 - ・政務活動費の支給額について
 - (2) 広報広聴委員会への申し送り事項
 - ・インターネット中継録画の保存期間延長について
 - ・議会だよりへの個人毎の賛否掲載について
 - ・議会報告会の開催方法等について
 - (3) 政務活動費検討会への申し送り事項
 - ・政務活動費の使途の多様化について

以上

議会基本条例の検証における課題整理について

①	3条2項関係	傍聴時の記帳廃止について	2
②	5条2項関係	一人会派について	4
③	8条2項関係	参考人制度・公聴会制度について	6
④	9条関係	議会報告会について	8
⑤	11条1項関係	答弁調整の廃止について	10
⑥	11条3項関係	反問権について	12
⑦	15条関係	条例提案手法について	14
⑧	16条関係	議員間討議について	16
⑨	18条関係	政務活動費について	18
⑩	19条関係	議員の政治倫理について	20
⑪	20条関係	議会事務局の組織体制について	22
⑫	21条関係	議会図書室の充実について	24

議会基本条例の検証における検討課題

検討課題項目	3条2項関係 傍聴時の記帳廃止について
根拠条文	<p>第3条 2 議会活動及び市政に関する情報を積極的に公開し、市民に開かれた議会運営を行うものとする。</p>
現状	<p>・傍聴人の整理、傍聴の保証を目的として、傍聴受付票に記載していただいている。 傍聴規則 第3条 議会の会議を傍聴しようとする者は、藤沢市議会傍聴受付票(第1号様式。以下「受付票」という。)に、住所及び氏名を記入の上、議会事務局へ届け出て、先着順に傍聴席に入らなければならない。</p> <p>・他市においては、傍聴時の記帳を廃止している自治体もある。</p>
他市の状況	<p>・大津市、四日市市、茅ヶ崎市、可児市、加賀市、岩倉市などでは、住所及び氏名の記入を廃止している。</p> <p>・大津市、可児市、加賀市では、先着順にて傍聴券の交付を行うことを明記し、傍聴の保証をしている。</p> <p>・岩倉市では、傍聴に関する一切の手続きを必要としないことを規則で明文化している。</p> <p>・大津市では、必要があると認められた際のみ、傍聴記録簿への住所及び氏名の記入並びに身分証明書の提示を求めることができることを規則で明文化している。</p>

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	3条2項関係 傍聴時の記帳廃止について
民主・無所属 クラブ	・見直しの必要がある。座長案のとおり。(3/6)
市民クラブ藤沢	・運用の見直しを行う必要がある。記帳の廃止や様々な取り組みを検討することで開かれた議会の一助とする。(3/6) ・傍聴する際の記帳を廃止することにより、立ち入りやすくする。(2/19)
ふじさわ湘風会	・その他。近隣他市(茅ヶ崎など)の効果等を確認した上で進めるのがよい。(3/6)
藤沢市公明党	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。記帳は必要。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	・運用の見直しを行う必要がある。座長案を了承。(3/6)

課題対応 (座長案)	現在の記帳は廃止する。 ただし、運用については他市の状況を参考に検討する。
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

検討課題項目	5条2項関係 一人会派について
根拠条文	<p>基本条例 第5条 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>
現状	<p>基本条例第5条第2項において、会派の定義は「同一の理念を共有する」とされている。「共有」は複数の主体により行われるものであることから、藤沢市議会で認められている「一人会派」と齟齬が生じている。</p>
他市の状況	<p>・郡山市議会基本条例 第7条 会派は、政治的信条、政策等を共有する議員により結成することができる。 2 会派は、政策立案及び政策提言に関して調整を行い、必要に応じて、会派(会派に所属しない議員を含む。)間の合意形成を図り、円滑かつ効果的な議会運営に努めるものとする。</p> <p>・一宮市議会基本条例 第7条 議員は、議会活動の円滑な運営と政策立案機能の充実のため、会派を結成することができる。 2 会派は、議会運営及び政策形成に際し、可能な限り会派間での合意形成に努めるものとする。</p>

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	5条2項関係 一人会派について
民主・無所属 クラブ	・その他。座長案のとおり。(3/6)
市民クラブ藤沢	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
ふじさわ湘風会	・その他。政務活動費の方とは切り離れた協議が必要である。「共有」と一人会派との齟齬について、他市町村を参考に引き続き検討が必要ではないか。(一人会派を認めない自治体や政策を発する団体を会派とする自治体もあるようなので。)(3/6) ・「同一の理念を共有する」→一人会派で理念共有できるのか。(2/19)
藤沢市公明党	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	・その他。一人会派に保障されていた質疑の保障や、議会だよりへの賛否の態度の記載などは継続すべきと考えるので、議会活動への影響が出ないのであれば、座長案を了承。(3/6)

課題対応 (座長案)	基本条例の改正はしない。 これまで会派を定義してきた政務活動費交付条例の見直し検討を提案する。(第2条:交付対象)
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

検討課題項目	8条2項関係 参考人制度・公聴会制度について
根拠条文	<p>基本条例 第8条 2 議会は、委員会等において、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>
現状	<p>平成25年6月の厚生環境常任委員会において、武田薬品工業株式会社湘南研究所遺伝子組換え微生物廃液漏出事故後の対応結果について審査する際、参考人を招致した。</p>
他市の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会については、他市においても活用事例が少ない。取手市では、議員定数条例における定数削減の審議の際に、公聴会を実施している。 ・参考人については、特定の議案等の審査や閉会中の所管事務調査において実施している事例や、請願・陳情の意見陳述者を参考人として招致している事例があった。

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	8条2項関係 参考人制度・公聴会制度について
民主・無所属 クラブ	・その他。大きな計画等(地域福祉、都市マスタープラン、共育、環境基本、不祥事再発防止など)策定の際に、有識者の意見を聞く。(3/6)
市民クラブ藤沢	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6) ・参考人制度・公聴会制度がどのような場面で活用できるのか実例を集めてはどうか。(2/19)
ふじさわ湘風会	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
藤沢市公明党	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。本市での実例あり。(3/6)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input checked="" type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

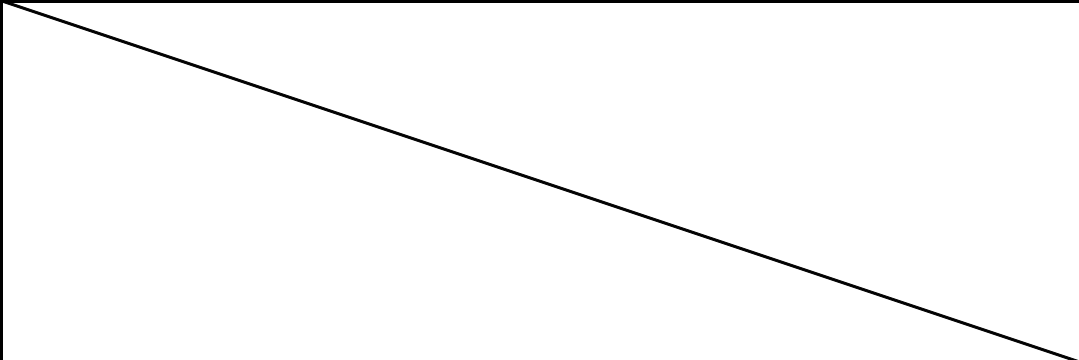
検討課題項目	9条関係 議会報告会について
根拠条文	<p>基本条例 第9条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報を積極的に公表し、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として議会報告会等を開催するものとする。</p>
現状	<p>・参加状況 年度 延参加人数 25(第1回) 101人(9会場) 25(第2回) 55人(4会場) 26 72人(2会場) 27 54人(2会場) 28 42人 29 54人 30 81人 R1 126人 ※平成27年度からカフェトークふじさわとして開催。</p>
他市の状況	<p>・多くの市において、議会報告会や意見交換会の開催を義務とする条文となっている。四日市市や登米市においては、努力義務とする条文となっている。</p> <p>・条文に明記する文言について、「議会報告会」ではなく、「意見交換会」や「意見の交換をする場」などの文言としている市も複数あった。</p> <p>・多くの市においては、条例に明記する文言と、実際の議会報告会等の実施形式が合致している。</p>

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	9条関係 議会報告会について
民主・無所属 クラブ	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
市民クラブ藤沢	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
ふじさわ湘風会	・その他。できる規定で引き続き検討をする。(3/6) ・議会報告会の趣旨も鑑み、できる規定でもよいのではないか。(2/19)
藤沢市公明党	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。ただし引き続き折々で検討していただきたい。(3/6) ・「議会報告会」という文言でいいのか、他のふさわしい言い方はないのか。(2/19)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。(平成30年10月5日に改正している)
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

検討課題項目	11条1項関係 答弁調整の廃止について
根拠条文	<p>基本条例 第11条 議会は、二元代表制のもと、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張感のある関係を構築するよう努めなければならない。</p>
現状	<p>予算・決算特別委員会については、事前の聞き取りを原則として禁止し、例外的に特別委員会委員等からの要望があった場合には、各総務課職員等の最小限で説明できるよう取り計らうことが、平成28年9月の議会運営委員会で確認されている。他の委員会における答弁調整については、特段の定めはない。</p>
他市の状況	

議会基本条例の検証における検討課題【各党派からの回答】

検討課題項目	11条1項関係 答弁調整の廃止について
民主・無所属 クラブ	<p>・その他。今後の検討として、一般質問の持ち時間を往復1時間ではなく、片道30分にすれば、一般質問の答弁調整は不要になる。県議会では答弁書はもらえないと聞く。そのくらいでないと緊張感が出ないのでは。(3/6)</p> <p>・予算決算における答弁調整が見受けられますが、質問、答弁の時間が長くなること、市職員の答弁力の低下につながることから、答弁調整をなくすことが必要では。(2/19)</p>
市民クラブ藤沢	<p>・所期の目的を達しているため、現状維持とする。過度な調整は控えるべきである。(3/6)</p>
ふじさわ湘風会	<p>・所期の目的を達しているため、現状維持とする。変更による効果については疑問の声がある。(3/6)</p>
藤沢市公明党	<p>・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)</p>
日本共産党 藤沢市議会 議員団	<p>・所期の目的を達しているため、現状維持とする。ただし、一概に質問答弁が長いのが問題ではなく、会派の考え方も違う。また、委員長の議事整理によるのでは。(3/6)</p>

課題対応 (座長案)	<p>現状維持とする。 具体的な運用については引き続き検討したい。</p>
分類	<p><input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある</p> <p><input type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする</p> <p><input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3 現状維持とする</p>
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

<p>検討課題項目</p>	<p>11条3項関係 反問権について</p>
<p>根拠条文</p>	<p>基本条例 第11条 3 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議案に対する質疑又は一般質問に対し、反問することができる</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・反問できるのは、市長、副市長、教育長とされ、活用された実績はほとんどない。 ・基本条例11条第3項において、「議案に対する質疑又は一般質問に対し、反問することができる」とされており、請願・陳情・委員会報告案件等が想定されていない。
<p>他市の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権が行使可能な役職について、市長、副市長、教育長だけではなく、部長級職員や課長級、管理職職員までとする市が多くみられた。 ・反問権が行使可能な審査案件について、議案、一般質問だけではなく、請願・陳情や報告案件等についても可能とする市が多く見られた。

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	11条3項関係 反問権について
民主・無所属 クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・その他。座長案のとおり。今後要検討。議員提案の場合も可とする等。(3/6) ・事務事業評価シートの活用は見受けられますが、あいかわらず目的や狙いのない質問が多く感じられます。第11条の反問権について、他市の議会では、質問の根拠や理由を確認したり、論点を明確にするために反問権を保障しているところもあります。反問権の活用について、他市議会への視察など検討してみる必要があるのでは。(第6条第1項に記載)(2/19)
市民クラブ藤沢	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。行政側の意見をもっと聞いたほうがよい。拡大していく検討を進める。(3/6) ・議会に緊張感が漂い議会での議論がより深くなるため反問できる範囲を広くしてはどうか。
ふじさわ湘風会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの必要がある。今後も検討をしていく。(3/6) ・「市長等」に限らず、部長級など範囲を広げることとしてもよいのではないか。(2/19) ・請願、陳情、委員会の報告案件などが想定されていないがそれでよいのか。(2/19)
藤沢市公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。座長案を了承。(3/6)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。 ただし、今後の課題として検討したい。
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

<p>検討課題項目</p>	<p>15条関係 条例提案手法について</p>
<p>根拠条文</p>	<p>第15条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案に取り組み、市長等に対し積極的に政策提言を行うものとする。</p>
<p>現状</p>	<p>以下の取り組みがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの未来応援条例の議会議案提出 ・議員連盟による政策立案の検討 ・カフェトークふじさわを通じた政策提言 <p>これまでも、議会改革検討会において、政策立案等を行いやすい仕組みづくりとしての会議体の設置等について協議を行ってきたが、結論に至っていない。</p>
<p>他市の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市における「議員政策研究会」や、福知山市における「政策検討会議」、登米市における「政策企画調整会議」のように、会議体を設けて、上程前の調整に関するルール化をしている市がある。

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	15条関係 条例提案手法について
民主・無所属 クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・その他。現状維持だが、今後提案の手順のルールを定めるか検討。(3/6) ・条例提案にあたって、素案の説明及び質疑、案の説明及び質疑、パブリックコメントの手法など、手順について一定のルールを定める必要があるのでは。(第3条第3項に記載)(2/19)
市民クラブ藤沢	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
ふじさわ湘風会	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
藤沢市公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。議員(会派)からの条例提案を検討するルールをつくり、具体的検討する会議体(受け皿)を設けるべき。(早急に検討すべき)(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。座長案を了承。ただし、前の議会のように、必要な人数いれば会派で提案でき、そのルールもあるのでは。(3/6)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。 ただし、令和元年度湘南地方市議会議長会議員研修でアドバイスのあった、「提案の受け皿を予め定めておくべき」という点について検討項目としたい。
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

検討課題項目	16条関係 議員間討議について
根拠条文	<p>基本条例 第16条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。 2 議会は、市長提出の議案及び請願・陳情等の市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について、市民に対して説明責任を果たさなければならない。</p>
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の審査において、質疑中に議員間討議を実施している。 ・議員全員協議会では議員間討議は実施していない。 ・基本条例第16条第2項において、「市長提出の議案及び請願陳情等の市民提案」とされており、並列に記載しながら、審議対象である「議案」と「請願陳情等」の位置が逆になっている。
他市の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市においては、委員会に付託予定の議案について、委員会審査の前に、あらかじめ議案についての委員会としての論点の確認を行っている。 ・福知山市においては、予算決算の審査に議員間討議を組み込み、委員会としての合意が形成された場合には、執行機関に対して政策提言を行っている。

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	16条関係 議員間討議について
民主・無所属 クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・その他。座長案のとおりだが、犬山市議会を参考に、他市の成功例(活性化している)を調査する。(3/6) ・事前に意見や討論を用意している場合、議員間討議をしても結論の変更には至らないし、相手の立場などを考えると活発な討議にならないケースが多い。今後のあり方について検討が必要では。(第6条第1項に記載)(2/19) ・視察した犬山市議会では、全員協議会で議員間討議を行い、市民にとって、より良い方向にいくために、議会全体が積極的に討議をしていました。また、手柄は個人ではなく議会組織というスタンスであり、参考にして検討する必要があるのでは。(2/19)
市民クラブ藤沢	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。賛否が分かれた場合に、必ずやる必要はない。(3/6)
ふじさわ湘風会	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正の必要がある。「請願・陳情等」と「市民提案」を入れ替える。(3/6) ・「市長提出の議案及び請願・陳情等の市民提案」の並列に違和感がある。(2/19)
藤沢市公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。座長案を了承。(3/6)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。 ただし、第6条第1項との重複・不足が考えられる点については一度整理したい。
分類	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

検討課題項目	18条関係 政務活動費について
根拠条文	<p>基本条例 第18条 会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。 2 会派又は議員は、政務活動費の使途基準に従い適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</p>
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・金額 一人当たり月額8万円(当面の間、条例上の10万7千円を附則により減額している。) ・支給対象 会派に支給している。 ・使途 政務活動費交付条例・政務活動費交付条例施行規則・政務活動費の手引き等に基づき支出している。 ・公開 使途についてはホームページで公開している。 領収書は情報公開請求があった場合に公開している。
他市の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市、桐生市、取手市、可児市、西脇市においては、支給単位を「個人または会派」としている。 ・加賀市においては、支給単位を「個人」としている。 ・政務活動費における領収書については、ホームページ等で公開をしている市が多数ある。

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	18条関係 政務活動費について
民主・無所属 クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(とりあえずだが) (3/6) ・政務活動費の個人単位支給化。(2/19)
市民クラブ藤沢	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。公開は問題ないが、事務的課題が解決できれば。(3/6)
ふじさわ湘風会	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
藤沢市公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。座長案を了承するが、今までどおり会派支給がよい。(3/6) ・政務活動費における領収書のホームページ等で公開。(10条に記載) (2/19)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。 ただし、運用面で領収書のホームページ公開については全国的な流れであることは確かなので検討項目としたい。
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

検討課題項目	19条関係 議員の政治倫理について
根拠条文	<p>基本条例 第19条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた者であることを認識し、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、市民の代表として良心と責任感を持って、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することに専念しなければならない。</p>
現状	—
他市の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例を制定している市が複数ある。 ・会津若松市においては、市議会議員政治倫理条例を制定し、「議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。」と規定している。 ・取手市においては、市長、副市長、教育長及び議員を対象とした「市政治倫理条例」を制定している。

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	19条関係 議員の政治倫理について
民主・無所属 クラブ	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
市民クラブ藤沢	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
ふじさわ湘風会	・条例の改正の必要がある。昨今の状況を鑑みて。(3/6) ・「自己の利益」の他、第三者の不当な利益も明記すべきではないか。(2/19) ・説明責任の必要性を明文化すべきではないか。(2/19)
藤沢市公明党	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

検討課題項目	20条関係 議会事務局の組織体制について
根拠条文	<p>基本条例 第20条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会事務局の調査及び法制機能の充実並びに議会事務局組織体制の整備に努めるものとする。</p>
現状	<p>議会事務局長 1人 総務課 4人 議事課 9人(課長、議事担当4人、調査担当4人) 短時間勤務職員 1人</p> <p>職員一人当たりの残業時間(平成30年度実績) 総務課 44時間 議事課 96時間</p>
他市の状況	<p>・本市における「議員定数/事務局人数」の値は、2.4人となっており、大津市では2.2人、四日市市では1.9人など、本市よりも議員定数に対して、事務局人数が多い市も複数みられた。</p>

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	20条関係 議会事務局の組織体制について
民主・無所属 クラブ	・その他。来年度増員される「議会史編さん」のためだけでなく、議会改革→議員の政策立案能力向上のための増員、という位置づけを明確にするべき。(3/6)
市民クラブ藤沢	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。必要性と予算のバランスをみて。(3/6) ・人数を増やすことで、より円滑で質の高い議会運営を行えるのではないか。(2/19)
ふじさわ湘風会	・その他。引き続き進めていく。(3/6) ・「努める」に留まらず、体制強化を推し進めるべき。(2/19)
藤沢市公明党	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6) ・事務局組織体制は充実しているのか、充実してないのであれば人的保障が必要。(2/19)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。 ただし、運用面で他市議会の体制強化の状況について、あらためて調査したい。
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input checked="" type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例の検証における検討課題

<p>検討課題項目</p>	<p>21条関係 議会図書室の充実について</p>
<p>根拠条文</p>	<p>基本条例 第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、これを適正に管理し、その有効活用を図るものとする。</p>
<p>現状</p>	<p>以下について、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な図書購入 ・分かりやすい図書配架 ・図書目録のデータ提供 ・総合市民図書館との連携 ・図書室ニュースの発行 <p>なお、図書の選定は事務局が行い、貸出対象は明文規定はない。</p>
<p>他市の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇市では、市の図書館との併設ではなく、単独の議会図書室における図書を、市民に対しても貸し出しをしているが、ほとんどの市では「議員と市職員」を対象として、貸し出しを行っている。 ・図書の選定において、茅ヶ崎市では図書室内にアンケート用紙を設置し、配架してほしい図書のアンケートを行っている。また、上越市や福知山市では、委員会に対して必要な図書の希望を聞き、選定をしている。

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

検討課題項目	21条関係 議会図書室の充実について
民主・無所属 クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・その他。座長案のとおり。(3/6) ・本格的に取り組むべき。(2/19)
市民クラブ藤沢	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6) ・どの程度活用できているのか可視化できるようにしてはどうか。(2/19) ・専門書だけでなく、広く情報収集と見識を広めるためにも形式にとらわれない書籍の購入を。(2/19) ・アンケートの実施によるニーズの把握をしてはどうか。(2/19)
ふじさわ湘風会	<ul style="list-style-type: none"> ・その他。進めていく。(3/6) ・本格的に取り組むべき。(2/19)
藤沢市公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6)
日本共産党 藤沢市議会 議員団	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達しているため、現状維持とする。(3/6) ・市民利用について検討するべきではないか。(2/19)

課題対応 (座長案)	現状維持とする。 ただし、現在の取り組みについて、あらためて周知が必要。
分類	<input type="checkbox"/> 1 条例改正の必要がある <input type="checkbox"/> 2-A 申し送り事項とする <input type="checkbox"/> 2-B 将来検討とする <input checked="" type="checkbox"/> 3 現状維持とする
備考	

議会基本条例検証シート

※会派は略称で記載しています。

別紙2

条 項	概要	具体的な取り組み実績	現状の評価、課題、改善策など	A 本推進会議で議論を進める	B 将来検討課題とする	C その他(他の会議体で検討など)
1条	目的	—				
2条	基本理念	—				
3条	議会の活動原則					
1項	市長等の事務執行への監視と評価	—	・通年議会にすることで、災害対応や政策実現のためのサイクルを中長期でとらえ、より実現性の高いものにする(市民ク)		○	
2項	開かれた議会運営	・インターネット中継の対象会議拡大(常任・特別委員会、審査議運等)やスマートフォン対応 ・議会だよりのカラー化	・傍聴する際の記帳を廃止することにより、立ち入りやすくする(市民ク)	○	○	
			・議会開催中に展望フロアから見えるようにしてはどうか(曇りガラスにしない)(市民ク) ・閉会中の議場を中高生に開放して自習室にしてはどうか(セキュリティは考慮しながら)(市民ク) ・閉会中の議場の一般開放並びに活用の拡大を検討(講演会・コンサート等)(市民ク)			
3項	政策立案・政策提言の積極的な取り組み	・子どもの未来応援条例の議会議案提出 ・議員連盟による政策立案の検討 ・カフェトークふじさわを通じた政策提言	・インターネット中継録画の保存期間課題について、YouTubeへのアップなど、引き続き検討する必要があるのでは(民無ク) ・インターネット中継の録画映像の保存期間を長くした方が良い(市民ク)	○		広報広聴委員会
4項	条例・規則等の継続的な見直し	・基本条例第9条第1項(議会報告会)の改正 ・会議規則第3条、委員会条例第11条(欠席届)の改正				
4条	議員の活動原則					
1項	自由闊達な討議	—				

条 項	概要	具体的な取り組み実績	現状の評価、課題、改善策など	A 本推進会議で議論を進める	B 将来検討課題とする	C その他(他の会議体で検討など)
4条	2項	市民代表としての議員活動	—			
	3項	資質の向上	—	・会議や説明会など議員が参加する場において、開会時間に遅れてくるケースが若干見受けられます。市民の代表としてふさわしいという点で改善が必要では(民無ク)		○
	4項	議会活動の説明責任	—	・議員それぞれが、議会報(紙ベース)やSNSなどで、議会活動の報告をされているが、本庁舎9階の市民スペースにおいて、36議員の議会報などの配架することも良いのでは(民無ク)		○
・政務活動費の用途の多様化が必要(市民ク)						政務活動費 検討会
5条	会派					
	1項	会派の結成	—	・改選後の会派結成に時間的猶予を持たせた方が良いのでは(市民ク)		○
	2項	会派の活動	—	・「同一の理念を共有する」→一人会派で理念共有できるのか(湘風会)	○	
	3項	会派間の合意形成	—			

条 項	概要	具体的な取り組み実績	現状の評価、課題、改善策など	A 本推進会議で議論を進める	B 将来検討課題とする	C その他(他の会議体で検討など)
6条 議会運営の原則						
1項	議員相互間の討議等による活発な議論	委員会審査における議員間討議の実施	・事前に意見や討論を用意している場合、議員間討議をしても結論の変更には至らないし、相手の立場などを考えると活発な討議にならないケースが多い。今後のあり方について検討が必要では(民無ク)	○		
2項	円滑かつ効率的な議会運営	予算・決算審議における積極的な事務事業評価シートの活用	・事務事業評価シートの活用は見受けられますが、あいかわらず目的や狙いのない質問が多く感じられます。第11条の反問権について、他市の議会では、質問の根拠や理由を確認したり、論点を明確にするために反問権を保障しているところもあります。反問権の活用について、他市議会への視察など検討してみる必要があるのでは(民無ク)	○		
3項	委員会の機能発揮	—				
4項	正副議長選出の立候補制	所信表明会の実施				
7条	議会の説明責任(賛否の公表)	(従前より、議会だよりに党派ごとの賛否を掲載)	・個人ごとの賛否を掲載した方が市民は分かりやすいのではないか(市民ク)			広報広聴委員会

条 項	概要	具体的な取り組み実績	現状の評価、課題、改善策など	A 本推進会議で議論を進める	B 将来検討課題とする	C その他(他の会議体で検討など)
8条	市民の議会への参画					
1項	請願・陳情の意見陳述	<ul style="list-style-type: none"> ・意見陳述実施件数（実施率） 年度 請願 陳情 25 1件(100%) 26件(93%) 26 3件(75%) 17件(57%) 27 2件(67%) 23件(74%) 28 4件(100%) 14件(39%) 29 2件(100%) 12件(46%) 30 4件(100%) 12件(44%) 				
2項	参考人制度・公聴会制度	平成25年6月の厚生環境常任委員会において、武田薬品工業株式会社湘南研究所遺伝子組換え微生物廃液漏出事故後の対応結果について審査する際、参考人を招致した(追加記載)	・参考人制度・公聴会制度がどのような場面で活用できるのか実例を集めてはどうか(市民ク)	○		
9条	広報広聴機能の充実					
1項	議会報告会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・参加状況 年度 延参加人数 25(第1回) 101人(9会場) 25(第2回) 55人(4会場) 26 72人(2会場) 27 54人(2会場) 28 42人 29 54人 30 81人 ※平成27年度からカフェトークふじさわとして開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の趣旨も鑑み、できる規定でもよいのではないか(湘風会) ・「議会報告会」という文言でいいのか、他のふさわしい言い方はないのか(共産党) 	○		
			<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数を増やすために開催会場を増やしたり、夜間開催を検討した方がよいのでは(市民ク) ・毎議会後の開催をしたらどうか(市民ク) ・小中学生向けに限定した内容でも開催してはどうか(市民ク) ・運用について、カフェトークふじさわをどう発展させ、議会報告とつなげていくのか(共産党) 			広報広聴委員会
2項	広報広聴委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 主な検討項目 ・議会報告会等の開催 ・カフェトークを通じた政策提言 ・議会だよりの発行・カラー化 				
10条	情報の公開	政務活動費使途のHP公開	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費における領収書のホームページ等で公開(共産党) ・現在ホームページで公開していない、文書共有システムのデータもホームページで市民に提供すべきではないか(共産党) ・会派代表者会議の情報の中には、市民に公開していない情報もあるが、それも公開するべきではないか(共産党) 	○		○

条 項	概要	具体的な取り組み実績	現状の評価、課題、改善策など	A 本推進会議で議論を進める	B 将来検討課題とする	C その他(他の会議体で検討など)
11条	市長等との関係等					
1項	議員と執行機関の緊張感の保持	予算決算の質疑通告制の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算における答弁調整が見受けられますが、質問、答弁の時間が長くなること、市職員の答弁力の低下につながることから、答弁調整をなくすことが必要では(民無ク) ・議会の招集権を議長が持つことにより、議会の積極性と独自性を活かし、専決処分の無いようにする(市民ク) 	○		
2項	一般質問及び委員会質疑における一問一答方式	平成25年2月定例会から予算審査に一問一答方式を試行 平成25年6月定例会から本格実施(一般質問での選択制は、平成21年6月定例会から施行、平成22年6月定例会から本格実施)				
3項	市長等からの反問権	—	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条のところで記載(民無ク) ・議会に緊張感が漂い議会での議論がより深くなるため反問できる範囲を広くしてはどうか(市民ク) ・「市長等」に限らず、部長級など範囲を広げることとしてもよいのではないか(湘風会) ・請願、陳情、委員会の報告案件などが想定されていないがそれでよいのか(湘風会) 	○		
12条	市長による政策提案の説明責任	予算の概況、補正予算説明資料の導入				
13条	予算及び決算における施策説明資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の概況、補正予算説明資料の導入 ・事務事業評価シートの積極的な参照 				
14条	議決事件の追加	—				
15条	政策立案及び提言	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの未来応援条例の議会議案提出 ・議員連盟による政策立案の検討 ・カフェトークふじさわを通じた政策提言 				

条 項	概要	具体的な取り組み実績	現状の評価、課題、改善策など	A 本推進会議で議論を進める	B 将来検討課題とする	C その他(他の会議体で検討など)
16条 議員間討議						
1項	議員間の討議を中心とした運営	委員会審査における議員間討議の実施	・第6条に記載(民無ク)→第6条で協議を行う			
2項	審議における議員相互間の十分な討論・議論と、その結果の市民に対する説明責任	—	・視察した犬山市議会では、全員協議会で議員間討議を行い、市民にとって、より良い方向にいくために、議会全体が積極的に討議をしていました。また、手柄は個人ではなく議会組織というスタンスであり、参考にして検討する必要があるのでは(民無ク) ・「市長提出の議案及び請願・陳情等の市民提案」の並列に違和感がある(湘風会)	○		
17条 研修及び調査研究						
1項	議員研修の充実強化	議員研修の実施 ・25年度 地方議会における議会改革の取り組み状況 ・26年度 議員提案による政策条例づくり ・27年度 新地方公会計制度 ・28年度 災害対策と議会の役割 ・29年度 オリンピック開催に向けた安全・安心なまちづくり ・30年度 地域福祉における政策立案とその手法				
2項	学識経験者による専門的事項の調査	(平成23年度、善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する調査特別委員会における不動産鑑定評価)				
18条 政務活動費						
1項	有効な活用による調査研究、政策提言	—	・政務活動費の個人単位支給化(民無ク) ・本来の政務活動費の金額(107,000円)にもどす(市民ク)	○		議会運営委員会
2項	使途基準に基づいた説明責任	政務活動費使途のHP公開				

条 項	概要	具体的な取り組み実績	現状の評価、課題、改善策など	A 本推進会議で議論を進める	B 将来検討課題とする	C その他(他の会議体で検討など)
19条	議員の政治倫理	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己の利益」の他、第三者の不当な利益も明記すべきではないか(湘風会) ・説明責任の必要性を明文化すべきではないか(湘風会) 	○		
20条	議会事務局組織体制の整備	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人数を増やすことで、より円滑で質の高い議会運営を行えるのではないか(市民ク) ・「努める」に留まらず、体制強化を推し進めるべき(湘風会) ・事務局組織体制は充実しているのか、充実してないのであれば人的保障が必要(共産党) 	○		
			<ul style="list-style-type: none"> ・外部から政策スタッフを職員として雇ってはどうか(市民ク) ・藤沢市議会として市職員の出向だけではなく、プロパーで雇うことを検討したらどうか(市民ク) 		○	
21条	議会図書室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な図書購入 ・分かりやすい図書配架 ・著書目録のデータ提供 ・総合市民図書館との連携 ・図書室ニュースの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの程度活用できているのかが可視化できるようにしてはどうか(市民ク) ・専門書だけでなく、広く情報収集と見識を広めるためにも形式にとられない書籍の購入を(市民ク) ・アンケートの実施によるニーズの把握をしてはどうか(市民ク) ・本格的に取り組むべき(湘風会) 	○		
			<ul style="list-style-type: none"> ・市民利用について検討するべきではないか(共産党) 		○	
22条	最高規範性					
1項	他の条例・規則等との整合	—				
	一般選挙後の新人議員への研修	改選後に新人議員研修を実施				
23条	条例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例第9条第1項(議会報告会)の改正 				